

第3章

魅力ある温かいみずほ

■ 第1節 ■

活力とにぎわいのあるまち

■ 第2節 ■

人がつながる温かいまち

第3章 魅力ある温かいみずほ

第1節 活力とにぎわいのあるまち

1 農業

現況と課題

瑞穂町では、野菜、茶、花卉園芸、畜産などのさまざまな農業が行われています。農畜産物直売所「ふれっしゅはうす」は、生産者と消費者が互いに顔をあわせることのできる身近な直売所として、毎日多くの新鮮な農畜産物を供給しています。町の*市街化調整区域936ヘクタールのうち187ヘクタールが農用地で、優良な農地が広がり、農家戸数も多摩地域では多い状況にあります。しかし一方で、*耕作放棄地や*遊休農地の増加、後継者不足の問題があります。

瑞穂町ではこれまで、「やすらぎと潤いのある、美しい瑞穂の環境づくり」をめざして、安全で美味しく、新鮮な農作物の供給につとめてきました。今後も、積極的に新規就農者を受け入れるなど、農業の担い手を育成し、地域ぐるみで農業を変革する意識の醸成と、そのような取り組みを支援していく必要があります。また、国の動向を注視し、都市農業の振興に関する施策を研究していくことも必要です。

耕作放棄の問題は、ごみの不法投棄や犯罪を誘発するような環境の悪化も懸念され、景観や風致の上での問題もあわせもっています。町民農園は毎回、区画数以上の利用希望者がいる状況にあることなど、農業への関心が年々高まっています。農業の新たな担い手を確保するとともに、耕作放棄地や遊休農地などの解消につとめる必要があります。

狭山茶、シクラメンに代表される瑞穂町の特産品については、みずほブランドに認定し支援しています。また、新たに瑞穂町らしさと付加価値のある特産品を創り出し、農業関係者と協力し、市場を開拓していくことも必要です。

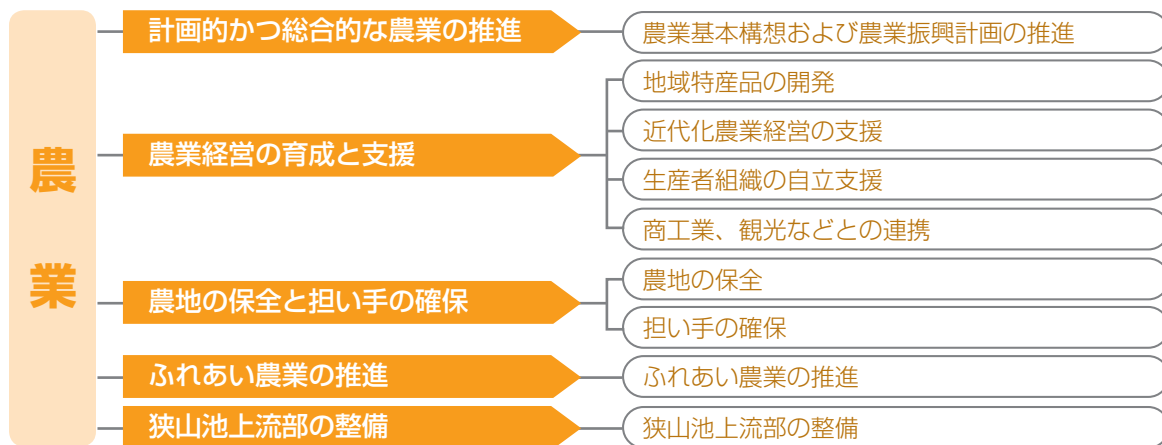
水・緑と観光を繋ぐ回廊計画の拠点のひとつである、狭山池上流部の整備については、関係機関と調整しながらすすめる必要があります。

市街化調整区域 都市計画法第7条によって定められることとなった都市計画区域の一つで、市街化を抑制すべき区域のこと。

耕作放棄地 過去1年以上作物を栽培せず、栽培予定のない土地のこと。

遊休農地 農地法において、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成 32 年度
個人経営の町民向け農園数	0 園	3 園

施策

(1) 計画的かつ総合的な農業の推進

① 農業基本構想および農業振興計画の推進

農業基本構想にもとづき、「安心して美味しく、新鮮な農作物を供給する瑞穂町の農業」をめざして、総合的な推進をはかります。また、農業振興計画にもとづく施策を計画的にすすめます。

(2) 農業経営の育成と支援

① 地域特産品の開発

「みずほブランド」や地域商標などの普及および促進をはかるとともに、新たな特産品を生産者とともに開発します。

② 近代化農業経営の支援

安定した農業経営に取り組むことができるよう、国や東京都の新たな補助制度の周知および活用促進をはかるとともに、現在の農業経営ニーズにあった支援策を検討します。また、簿記記帳講習会の実施や家族経営協定の導入など、近代化農業経営に向けた支援を行います。

③生産者組織の自立支援

毎日新鮮な地域産物を提供している農畜産物直売所は、生産者組織で運営され、消費者とつながりをもつことができる地産地消の場として機能しています。消費者ニーズにあった農畜産物の加工など、付加価値を高めるような取組や販路の確保への支援を行うとともに、新たな生産者組織の育成や組織間の連携を促進します。

④商工業、観光などとの連携

商工業や観光など他分野の施策と連携し、新たなマーケットの開拓をすすめるとともに、その中心となる組織の育成と支援につとめます。

(3) 農地の保全と担い手の確保

①農地の保全

優良農地が存在する*農業振興地域の保全と、耕作放棄地や遊休農地の解消につとめるとともに、「農業経営基盤強化促進法」にもとづく土地利用権設定件数の増加をはかります。また、*有機農業の普及や堆肥の有効利用など、*環境保全型農業の推進につとめます。

②担い手の確保

農業従事者の高齢化に伴う後継者不足の一方で、意欲のある若い世代の新規就農者も現れています。認定農業者制度の普及や、新規就農者、定年帰農者への支援など、就農促進策の充実をはかり、農業の担い手の育成と確保につとめます。

(4) ふれあい農業の推進

①ふれあい農業の推進

多くの町民が耕作を希望している町民農園や体験農園の充実につとめるとともに、観光面と連携した新たな農園のあり方を検討します。また、個人経営農園も町民向け農園を開設できるため、その制度普及につとめます。

(5) 狭山池上流部の整備

①狭山池上流部の整備

水・緑と観光を繋ぐ回廊計画の拠点整備のひとつとして、地権者や東京都などの関係機関と調整をはかり、遊休農地の活用を検討し取り組んでいきます。

農業振興地域 自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興をはかることが必要であると認められる地域のこと。
有機農業 化学的に合成された肥料および農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本とした農業生産方式のこと。
環境保全型農業 農業の自然循環機能の維持増進をはかるようとする農業生産方式のこと。

2 商工業

現況と課題

青梅街道沿いの商店周辺は、駐車場や歩道の整備が十分ではなく、買物客が町内の商店を利用する利便性が整っていません。また、大型店の進出やインターネットの普及による購買動向の変化により、個々の商店の努力だけでは改善することが非常に厳しくなっています。

このような中、プレミアム商品券の発行をはじめ、各種の緊急経済対策を行ってきました。今後は、消費者と店主が直接ふれあうことのできる地域コミュニティの核となる、魅力ある商店づくりが必要となってきます。また、安全に買物ができることや箱根ヶ崎駅周辺など商店の集積をはかることも必要となります。

さらに、商店の経営基盤強化のため、経営支援や後継者育成、観光や農業と連携し、特産ブランド品の販売を組み合わせ、商業振興をはかることが重要です。

瑞穂町は、年間工業出荷額が多摩地域でも高い位置にある有数の工業技術力を有しています。東京都では、多摩地域の強みを活かした産業振興をめざす多摩シリコンバレー構想の取り組みをさらに加速させ、国全体の経済活性化に貢献することをめざしています。町の事業所数が減少しているなか、既存事業所に対して町の特性に合う効果的な工業振興をはかる必要があります。個々の企業再生ではなく、地域全体での収益を高める取り組みが重要です。*青梅線沿線地域産業クラスター協議会などのネットワークを活用し、製造業集積を活かした都市型工業の核的ゾーンの形成をはかり、工業振興拠点を確立することがもとめられます。さらに、同業種・異業種間の共同受注の仕組みを展開してメリットを明確にし、PRしていくことが重要となります。

今後の産業振興、雇用創出、地域活性化をはかるため、圏央道や国道16号および新青梅街道などの幹線道路網が充実している瑞穂町で事業展開するメリットを的確に発信し、企業誘致奨励制度を導入するなど新たな優良企業の誘致をすすめています。立地条件がよいという地域特性を有していますが、企業が進出できる土地の情報を多く集める必要があります。

社会経済情勢に左右される雇用情勢は、改善の兆しが見えるものの、依然として中小企業にとっては厳しい状況であり、瑞穂町単独で対応することが難しい問題です。関係機関と連携し、商工業振興策とあわせ、一体的に勤労者対策をすすめていく必要があります。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成 32 年度
企業誘致奨励制度による企業立地数	2 件	9 件

施策

(1) 商業の振興

①地域に密着した商店街の創出

商工会などの関係機関と連携し、だれもが買物をしやすい地域密着型の商店街づくりを支援します。

②商店の経営基盤の強化

価格競争に負けない付加価値のある商店づくりのため、商工会と連携し、各商店の経営状況を把握しながら融資制度の利用促進をはかるとともに、消費者の購買意欲を高める魅力ある商店会組織や個店づくりができるよう支援していきます。

③農業、観光などとの連携

農業や観光など他分野の施策と連携し、新たなマーケットの開拓をすすめるとともに、その中心となる組織の育成と支援につとめます。

(2) 工業の振興

① 企業経営の安定

経営基盤が不安定な中小企業に対し、融資制度の充実と利用促進をはかります。商工会などの関係機関と連携し、専門的な経営指導や専門技術の助言など、企業経営の安定に向けた支援を行います。

② 異業種間連携の促進

先進技術の応用や新たな技術開発、新ビジネスの創出などを導く、異業種や多分野間の連携を促進します。

③ 広域的産業集積の推進

首都圏西部地域産業活性化協議会や青梅線沿線地域産業クラスター協議会と連携しながら、産業集積に向けた取組を推進します。

(3) 企業誘致の推進

① 優良企業の誘致

雇用の確保と経済波及効果を目的とした企業誘致奨励制度を推進するとともに、「*産業立地ナビTOKYO」などを活用して瑞穂町の魅力を効果的に発信し、優良企業の立地を促進します。

② 基盤整備との連携

自然環境や生活環境に配慮した企業立地となるよう、土地区画整理事業と連携します。

③ 商業施設の適正配置

市場選択の自由を基本としながらも、地域住民の利便性と既存商店との調和を確保するために、適正な配置を促進するとともに、近隣住民の生活環境が悪化しないよう協力をもとめます。

(4) 就労環境の向上

① 就労・雇用の促進

国や東京都、NPOなどと連携し、教育訓練や技能習得、資格取得など就労希望者のスキルアップにつながる情報の提供につとめるとともに、優良企業誘致による雇用創出の促進をはかります。

② 労働環境の向上

すべての勤労者が働きやすく、仕事と家庭の両立が可能となる労働環境の形成に向けて、企業などへの啓発につとめます。

3 観光・イベント

現況と課題

瑞穂町のイベントは春のさくらまつりに始まり、残堀川ふれあいイベント、サマーフェスティバル、秋の産業まつりなど、四季折々の風景や自然、地場産業を活かした催しに加え、町民体育祭、駅伝競走大会、ウォーキングイベントなどのスポーツや健康づくり事業も行われています。また、住民が主体となったイベントも実施されています。

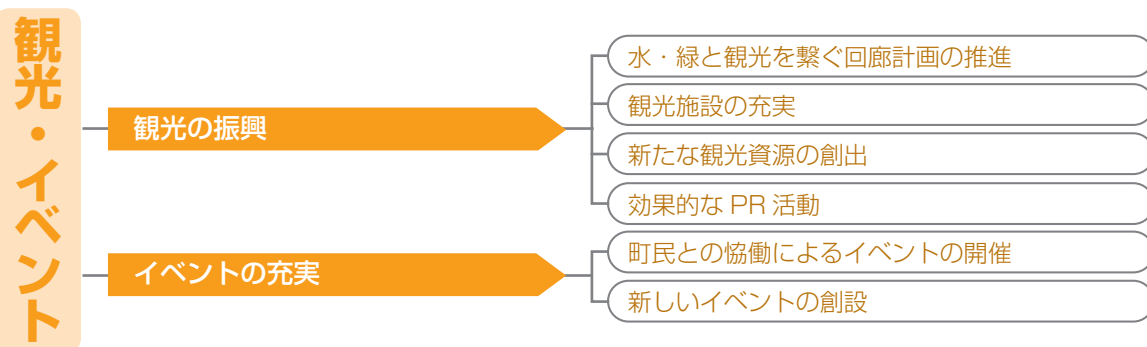
地域資源では、都内最大級の生産量を誇るシクラメンや都内随一のカタクリの群生地であるさやま花多来里の郷、狭山丘陵や狭山池などの豊かな自然があり、町内外からの訪問者が増えています。

今後は、イベントに加え、瑞穂町でしか体験できないことや町全体で取り組んでいる、水・緑と観光を繋ぐ回廊計画を町内外へ発信し、交流人口を増やすことで地域の活性化をはかることが必要であり、老若男女の関心を集める魅力的な空間を創出することが重要となります。

観光協会をはじめ、町民、団体、企業などとの協働により、魅力ある観光資源を充実させるとともに、有益で楽しいイベントを創造し、観光振興を地域商業の活性化に発展させることも必要です。

観光用ホームページを活用し、瑞穂町の素晴らしさや新しい観光情報を町内外に発信することが重要です。また、地域資源、観光資源をさらに深く掘り下げ、観光案内、観光パンフレットを充実させ、多くの人々が来場、来町したいと思う観光事業を展開していくことが重要です。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成 32 年度
イベントへの来場者数	30,000 人	35,000 人

※ 数値目標の対象イベントは、さくらまつり、残堀川ふれあいイベント、サマーフェスティバル、産業まつり

施策

(1) 観光の振興

①水・緑と観光を繋ぐ回廊計画の推進

潤いを感じる水辺や緑などの自然環境、風情を感じる歴史的環境などをつなぐ観光ルートを形成し、個々の施設の観光施設機能と施設間の回遊性を高め、観光の振興をはかります。

②観光施設の充実

狭山丘陵やさやま花多来里の郷など、瑞穂町の最大の観光資源である豊富な自然を活かし、遊歩道などの施設の整備や改善につとめます。

③新たな観光資源の創出

従来観光資源にとらわれず、地域資源および観光資源を新たに創出し、瑞穂町の歴史や文化の魅力を再確認するとともに、ふるさとづくり推進事業をすすめます。

④効果的なPR活動

より広範囲に隅々まで情報が伝わるよう、観光ガイドブックや観光情報サイト、マスコミなどのメディアを有効に活用した情報提供など、魅力ある観光情報を発信していきます。

(2) イベントの充実

①町民との協働によるイベントの開催

多くの町民に親しまれるイベントは、町民のニーズにあったイベントです。町民が企画段階から参加し、さらに運営することで充実感を得られるとともに、町民参画の輪が広がっていきます。商工会や観光協会と連携しながら、町民との協働によるイベント開催を推進します。

②新しいイベントの創設

地域の特産品や観光資源を活用するなど、瑞穂町を町内外にアピールできるイベントの創設につとめるとともに、多分野にわたるイベントの共催や同時開催など、相乗効果を生み出すイベントの連携をはかります。

第2節 人がつながる温かいまち

① コミュニティ

現況と課題

少子高齢化による人口構造の変化や都市化の進展により、まちづくりの基礎となる地域コミュニティのあり方が変化しつつあります。

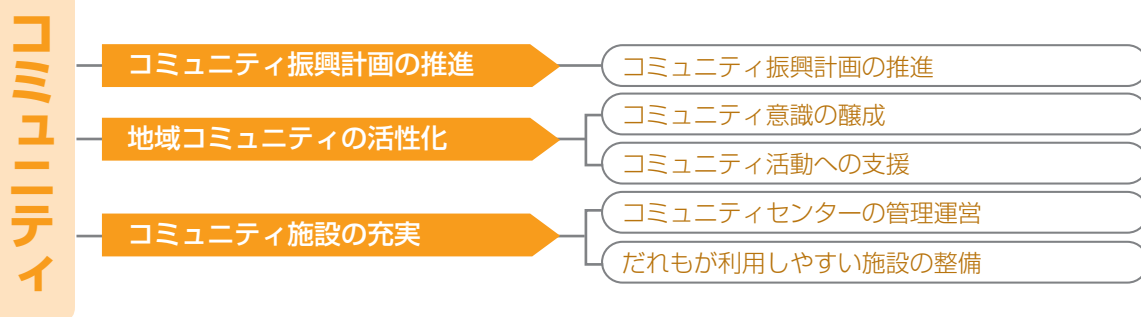
瑞穂町には40の町内会・自治会があり、加入率は年々下がる傾向にあります。平成27年4月現在では加入率が49.5%と近隣自治体と比べると高い数値を示しています。特に町内会・自治会は、地域コミュニティの中心であり、地域で重要な役割を果たすため、転入者をはじめ、未加入世帯のコミュニティ活動への参加を促進することが必要です。

地域の結束力を強化し、町民が自発的に行う地域づくり活動への支援がこれまで以上に必要となってきます。町民、地域、各種団体がそれぞれの適性を活かした社会活動に取り組み、地域コミュニティが住民自治の主役となることのでまれます。瑞穂町コミュニティ振興計画にもとづき、最適な活動環境を整えるとともに、リーダーの育成や活動に対する支援を行い、コミュニティ活動の活性化を促進することが重要です。

各コミュニティセンターについては、利用率も順調に伸びています。また、地域団体の協力を得て、コミセンまつりも実施しています。今後もコミュニティセンターの町民による自主運営をめざして、検討をすすめていくことが課題となります。

コミュニティは人々の暮らしの中で、もっとも身近な生活圏であり、ささえあうまちづくりに必要な基本的機能です。多くの町民が参加、協力する温かいコミュニティの形成と、安全性と利便性を確保した施設の管理運営を行っていくことが重要です。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成32年度
コミュニティセンター利用者数	126,600人	170,000人

※武蔵野・元狭山・長岡コミュニティセンターの総計

施策

(1) コミュニティ振興計画の推進

①コミュニティ振興計画の推進

コミュニティ振興計画にもとづき、町民一人ひとりが主役となったまちづくりを推進します。

(2) 地域コミュニティの活性化

①コミュニティ意識の醸成

※地縁組織である町内会・自治会が主体的な活動を行うためには、自ら課題を発見し、解決をはかるという住民自治の意識をもつことが重要です。コミュニティ活動を発展的に継続し、特に災害時などの地域の結束力を強化するため、住民自治に関する勉強会の開催など、コミュニティとしての町内会・自治会のあり方を町民とともに考えます。また、転入者が地域にとけこみやすい環境づくりを促進し、町内会・自治会の加入率の向上につなげます。

②コミュニティ活動への支援

地域の特性にあったコミュニティ活動を、町民が主体的かつ活発に行うことができるよう、新たな地域リーダーの育成や活動への支援を行います。

(3) コミュニティ施設の充実

①コミュニティセンターの管理運営

コミュニティセンターが、町民の交流の場、主体的な活動によるコミュニティ形成の場として有効に機能するよう、町民や団体との協働と、地域による自主運営につとめます。

②だれもが利用しやすい施設の整備

町民会館や地区会館、スポーツ広場などのコミュニティ施設が、高齢者や障がいのある人にも利用しやすい施設となるよう、順次改修をすすめ、良好な活動環境を提供します。



長岡コミセンまつり

2 平和・人権

現況と課題

世界平和は人類の願いです。世界で唯一の被爆国の国民として、戦争のない平和な世の中を希求していかなければなりません。

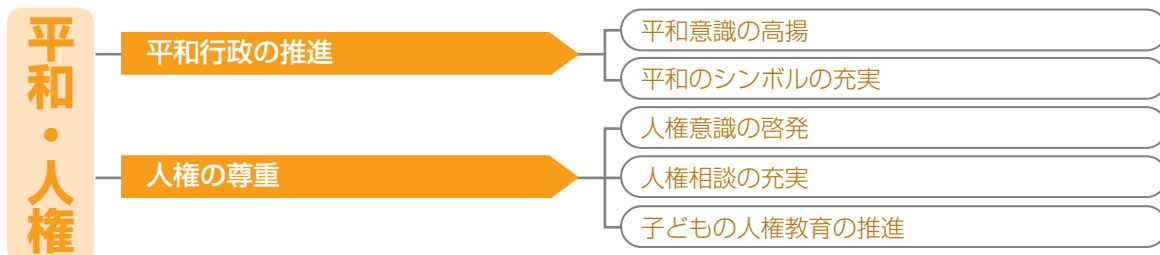
瑞穂町ではこれまで、平和祈念碑の建立、アンネのバラや平和を象徴する樹木の植樹、平和のパネル展の開催などを通じて、平和に向けたメッセージを発信してきました。戦後70年が経過し、今後も、より多くの町民が平和の大切さと命の尊さへの関心を高めるよう、積極的な啓発活動をすすめていく必要があります。

近年、人権を取り巻く環境は多種多様化し、児童や高齢者、配偶者への虐待など、人権を無視した許されない行為が増加しています。

人を思いやることのできる人権擁護の心をもった子どもたちの育成が、将来の住みよいまちづくりにつながります。新たな取組を含め、子どもたちへの人権教育を推進していく必要があります。また、地域社会全体への啓発活動も重要です。

さまざまな関係機関が連携し、情報を共有しながら有効な対策を考えていく体制づくりが必要となります。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成 32 年度
アンネのバラ植栽公共施設数	12 施設	16 施設

施策

(1) 平和行政の推進

① 平和意識の高揚

世界の恒久平和を願い、平和のパネル展など平和の大切さをあらためて考える機会を提供し、平和意識の高揚と国際平和思想の普及につとめます。

② 平和のシンボルの充実

アンネのバラなど平和の象徴である樹木を、町民ボランティアとの協働によって適切に管理するとともに、広く町民にPRします。

(2) 人権の尊重

① 人権意識の啓発

町民一人ひとりが人権の大切さを理解し、人権擁護の意識をもつことができるよう、人権啓発活動の充実をはかります。

② 人権相談の充実

多種多様化してきている相談内容に対応するため、人権擁護委員と連携し、相談体制の充実をはかります。

③ 子どもの人権教育の推進

子どもの人権教育の一環として、植物を育てることによって人を思いやる気持ちを育む「人権の花運動」や、人権とは何かを考える「子どもからの人権メッセージ発表会」、「西多摩子どもからの人権メッセージ・中学生人権作文発表会」などへの参加を促進し、人権擁護の心を育てるとともに、これらの活動の広報手段を充実させます。



ポールズスカーレット・アンネのバラ

3 都市交流・国際化

現況と課題

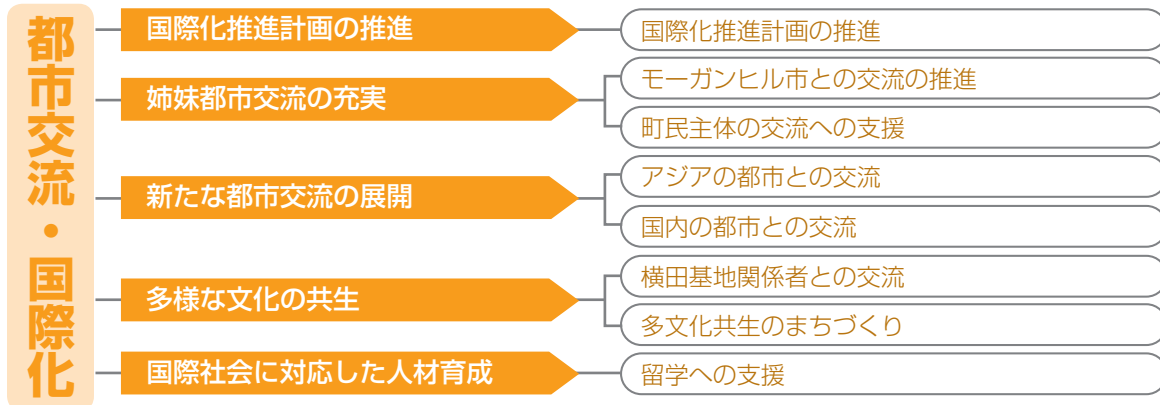
米国カリフォルニア州モーガンヒル市と姉妹都市を締結し、両市町による中学生のホームステイ体験やキルトの相互展示など、交流事業も継続して行われています。また、瑞穂町姉妹都市委員会の活動による、町民が主体となった姉妹都市交流事業が展開されています。今後、町民と町との協働による姉妹都市交流をさらにすすめ、新たな交流方法の研究を行っていく必要があります。

アジアの都市と交流をはかるため、タイ王国の都市への視察を行っています。交流都市提携を視野に入れた取り組みをすすめる必要があります。

平成27年3月現在、559人の外国人の住民登録者が町内に暮らしています。外国人町民にとって暮らしやすい生活環境を充実させていく必要があります。既に取り組んでいる看板などの外国語表記や出版物の多言語化に加え、外国人町民向けの事業を町民とともに実施し、地域における多文化共生をすすめていくことも必要になります。また、瑞穂・横田交流協会が中心となって、横田基地住民との住民レベルでの交流がすすめられています。全町一斉清掃やサマーフェスティバル、町民体育祭、こどもフェスティバルなど、瑞穂町のイベントへの参加も増えています。身近な国際交流として、町民とふれあう機会の場を提供していきます。

今後の国際交流を担い、国際的視野に立った人材を発掘、育成することも重要なテーマです。海外留学奨学資金等支給制度を通して、青少年の海外留学への支援を行っていますが、さまざまな情報発信の機会を設け、国際交流の中心となる人材の育成につとめていく必要があります。

施策体系



数値目標

項目	現状値	平成 32 年度
海外留学奨学生数（累計）	8 人	20 人

施策

(1) 国際化推進計画の推進

①国際化推進計画の推進

案内サインの外国語表記など、国際化推進計画の基本理念の実現に向けて、計画の具体化につとめます。

(2) 姉妹都市交流の充実

①モーガンヒル市との交流の推進

姉妹都市であるモーガンヒル市との一層の理解と友好を深めるため、中学生の相互訪問事業を継続するとともに、交流を促進する新たな取り組みを検討します。

②町民主体の交流への支援

姉妹都市委員会の支援を行うとともに、委員会と連携し、町民が主体となる姉妹都市交流をすすめます。

(3) 新たな都市交流の展開

①アジアの都市との交流

アジアの国々の一員として、タイ王国の都市との交流都市提携に向けて取り組みます。

②国内の都市との交流

大規模災害時の相互応援協定を提携している、岐阜県瑞穂市との交流についても推進します。

(4) 多様な文化の共生

①横田基地関係者との交流

瑞穂・横田交流協会と連携し、各種イベントへの横田基地関係者の参加を促進するとともに、町民と幅広く交流が深められる機会を提供します。また、子どもたちの交流や地域人材としての活用など、よき隣人としての交流をすすめます。

②多文化共生のまちづくり

町内に住むすべての人が国籍、言語、文化などの違いを超えて、ともに生活し、友好関係を築くことができる共生のまちづくりを推進します。また、町民と外国人町民が相互にコミュニケーションを高めることのできる新たな施策を研究し、国際理解を推進します。

(5) 国際社会に対応した人材育成

① 留学への支援

海外留学奨学資金等支給制度の利用促進をはかり、世界で活躍できる人材の育成につとめます。



モーガンヒル市から中学生が来町



モーガンヒル市に町の中学生が訪問